

2020年07月16日作成  
2020年10月16日修正  
2021年03月04日修正  
2022年01月26日修正  
2022年04月28日修正

## 発熱等の風邪の症状が見られたときの対応

発熱時の連絡先 本学 保健センター 022-279-6733 平日 8:50~17:00 (土曜日は 11:30 まで)

### 体調不良時の対応

- 学生あるいは教職員は、発熱等の風邪の症状が見られるときは、大学を休み、外出を控え、自宅で安静・療養してください。**症状が出る前の2日間の行動**についてメモを作ってください（本学学生との飲食や長時間の接触、授業の状況など）。
  
  - 学生あるいは教職員は、発熱、呼吸困難、倦怠感、比較的軽い風邪の症状がある場合、医療機関を受診し（もしくは宮城県・仙台市相談窓口へ相談）、本学保健センターへ連絡してください。（嗅覚障害・味覚障害が先行する場合があります）  
→保健センターは、内容を聞きとり、本人からクラス担任への連絡を指示します。
- ※ 病院を受診する際など、やむを得ず外出される場合には、マスクを着用し、公共交通機関の利用は避けてください。
- ※ 発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。
- 学生あるいは教職員が、PCR検査による判定を受けた場合
    1. 学生あるいは教職員は、判定結果を速やかに保健センターに連絡
    2. 学生あるいは教職員は、**陽性の場合**、医療機関の指導に従い、治療
      - (ア) 学生あるいは教職員は、検査結果を保健センターへ連絡
      - (イ) 保健センターは、新型コロナウイルス対策タスクフォース（以下コロナタスク）へ報告
      - (ウ) コロナタスクは、**学長、担当教員（学科長等、クラス担任）へ連絡**
      - (エ) コロナタスクは、文部科学省に報告
      - (オ) コロナタスクは、区役所保健福祉管理課と協議、施設閉鎖の措置、休講、休業措置の検討、消毒の実施、保健所による「濃厚接触者」の把握に協力
      - (カ) コロナタスクは、**保健所の指導内容を勘案し登校日を決定**
    3. 学生あるいは教職員は、**陰性の場合**、医療機関の指導に従う。
      - (ア) 学生あるいは教職員は、検査結果を、保健センターへ連絡
      - (イ) 保健センターは、コロナタスクへ報告
      - (ウ) コロナタスクは、**学長、担当教員（学科長等、クラス担任）へ連絡**
      - (エ) コロナタスクは、**保健所の指導内容を勘案し登校日を決定**
- ※ 濃厚接触者：新型コロナウイルスに感染していることが確認された方（発症2日前から入院日まで）と**必要な感染予防策をとらず**、近距離（1m）で接触、あるいは長時間（15分以上）接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

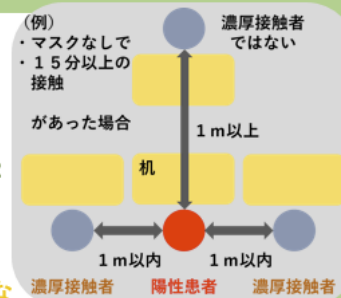
# 濃厚接触者とは

患者の感染可能期間<sup>(※1)</sup>において、

- ・同居あるいは長期間の接触があった
- ・適切な感染防護<sup>(※2)</sup>なしに患者を診察、看護若しくは介護していた
- ・気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策<sup>(※3)</sup>なしで、15分以上の接触があった（個々の状況により患者の感染性を総合的に判断します）

のいずれかに該当する場合、濃厚接触者となります。

※1 患者の発症日の2日前から（無症状病原体保有者は検体採取日の2日前から）  
※2 サージカルマスクの着用及び適切な手洗いに加え、必要に応じて眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）の装着  
※3 マスクの着用等



(出

典：[濃厚接触者について／千葉県 \(chiba.lg.jp\)](https://www.chiba.lg.jp/) )

PCR検査後に外出自粛を指示された学生への対応

- 2週間程度の治療あるいは経過観察期間を求められるケースがある。  
保健所等からの指導により、登校できず、対面授業を受講できないケースは、学生の責任に帰すことができない事由と判断する。
- 学生は、インフルエンザ等行動マニュアル  
([https://www.mgu.ac.jp/main/campus/student\\_support/influenza/index.html](https://www.mgu.ac.jp/main/campus/student_support/influenza/index.html)) に準じ、対応してください。  
欠席する授業については欠席届を作成する。欠席届には「感染拡大防止のための登校自粛」であることを記載し、ユニパあるいはメールにてクラス担任（あるいは学科長等）に添付提出する。
- 欠席届を受領したクラス担任（あるいは学科長等）は、学科教務センター担当教員に報告する。
- 学科教務センター担当教員は、当該学生の対面授業の担当教員に連絡し、インフルエンザ等行動マニュアルに準じ、当該学生の学習を支援するよう依頼する。
- 教職員は、学生への行動責任の追及を控え、情報の取り扱いに十分に留意する。

おねがいすること

- 管理的立場の方へ:新型コロナウイルス感染症は、対策をとったとしても、だれもが感染しうる感染症である。該当する方（学生・教職員）がでた場合、行動責任の追及は控える。原因究明が遅れ、感染拡大を引き起こす懸念を生じるので、留意する。
- 「接触確認アプリ（COCOA）」のインストールをする。
- 健康観察アプリ「健康日記」<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>、行動記録アプリ「SilentLog」<https://silentlog.com/>を活用し、自身の健康や行動の管理に役立てる。なお、行動記録は感染者が身近に発生した場合の備えになるが、本学がこの記録の提供を求めることはない。

体調が悪い時の連絡先

- 本学 保健センター 022-279-6733 平日 8:50~17:00（土曜日は 11:30 まで）
- 宮城県・仙台市相談窓口（コールセンター） 022-398-9211

24時間対応

※ コールセンターでは、症状等を聞いた上で、帰国者・接触者相談センターへつなぐ場合と、一般の医療

機関の受診等の案内の場合があります。帰国者・接触者相談センターでは相談の結果、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。

参考) 帰国者・接触相談センター（区役所保健福祉管理課）（居住区のセンターへ連絡）

青葉区役所 022-225-7211 宮城野区役所 022-291-2111

若林区役所 022-282-1111 太白区役所 022-247-1111

泉区役所 022-372-3111